

次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画について

次世代育成支援対策推進法（平成 17 年 4 月施行）の定めにより、事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画を策定する必要があります。

当社においては、同法の趣旨を踏まえ、社員の仕事と子育ての両立および健康で豊かな生活のための時間を確保できる働きやすい職場環境づくりを目指し、下記「一般事業主行動計画」を策定しました。

記

1. 計画期間；平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日
2. 内 容；

《目標 1》

両立支援制度にかかる社内制度運用の充実を図る。

【対策】

- 配偶者出産休暇の利用促進にかかる制度改定を行う。

《目標 2》

時間外労働の短縮に向けた取り組みを実施する。

【対策】

- 時間外労働の短縮に向けた数値目標を設定し、各部署における取り組みの促進を図る。

《目標 3》

休暇取得を促進する。

【対策】

- パンフレットの配付並びに E メール等での啓蒙活動を実施する。また計画期間中の年次有給休暇の取得率が 85～90%となるよう、休暇取得の促進を行う。

以上